

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 4 年 6 月 8 日現在

機関番号：34504

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2021

課題番号：18K01232

研究課題名(和文)唐宋を中心とする前近代中国法の継承と発展に関する基礎的研究

研究課題名(英文)Basic Study on the Inheritance and Development of Pre-modern Chinese Criminal Codes, mainly in Tang and Song Dynasty

研究代表者

川村 康(KAWAMURA, Yasushi)

関西学院大学・法学部・教授

研究者番号：00195158

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究課題は、唐律に比べて軽視されてきた宋代の刑罰法典である勅の構造と内容、ならびに唐律との相互関係の解明に資する基礎的材料を提供し、延いては前近代中国法の継承と発展に関する理解の再検討を促すものである。4年度間の研究活動の成果として、南宋の法書『慶元条法事類』から宋勅を抽出集成して校訂を加えた「慶元勅集成稿」、集成勅条のうち重複条文を統合し節略条文を補訂して宋勅の原文の復原を試みた「慶元勅復原稿」、復原勅条を北宋の法書『宋刑統』収載の律条・令式格勅条・起請条と比較対照した「宋刑統慶元勅合編稿」の稿本3篇を作成し、本研究課題の科学研究費助成事業研究成果報告書に掲載して公表した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

唐代の刑罰法典である律が前近代中国刑罰法典の古典的完成形態として重視されうる要因のひとつはそれがほぼ完全に伝存していることにある。その反面、宋代の刑罰法典である勅が唐律とは異質の不完全な存在として軽視される要因はそれが断片的にしか伝存せずに残存勅条の集成と復原が不充分であることにある。本研究課題の研究成果は、勅条の集成と復原を通して唐律と宋勅の間の継承と発展の関係を実証的に考察するための基礎的材料を提供するものであり、これにより従来の学説の再検討を促進するという学術的意義を有する。それはまた法現象を含む歴史的事象の史料にもとづく実証的解明の重要性を示すという社会的意義を有する。

研究成果の概要(英文)：This research aims to review the construction and contents of Chi, the penal code of Song Dynasty, and the relation with Lue, the counterpart of Tang Dynasty. As the result of our research, we have basically accomplished the compilation of Chi from Qingyuan Tiaofa Shilei, a codebook of Southern Song period, and the reconstruction of the original texts of Chi from that compilation, and the comparative compilation of Chi and Lue recorded in Song Xingtong, a codebook of Northern Song period. We have also cleared some important points concerning the inheritance and development of criminal provisions in Pre-modern China, such as the change of the regulations about robbery by force committed collectively from Tang to Qing dynasties.

研究分野：中国法史学

キーワード：基礎法学 法制史 法典編纂史 刑罰法典 東洋史

1. 研究開始当初の背景

(1) 前近代中国は、唐代後半から宋代にかけての唐宋変革期と呼ばれる社会変革期により前後に劃期される。唐代前半に完成を見た古典的世界が動揺し、明清の近世的世界の形成へと向かう時期である。社会を律する法体系も当然に変容する。唐代前半に完成された律令法体系に代わる法体系が模索され、その経験が明清の律例法体系へと結実する。前近代中国の法体系で中核的な位置を占めるのは刑罰法典である。唐宋変革期における法体系の変容を、延いては前近代中国における法の継承と発展を考えるには、まず刑罰法典の変容を検討すべきである。

(2) 唐代の刑罰法典である律が前近代中国刑罰法典の古典的完成形態として重視される一方で、宋代の刑罰法典である勅は唐律とは異質の不完全な存在として軽視され、宋勅の構造と内容を十分に分析しないままに唐律との関係を断ずる学説が乱立してきた。宋勅により唐律は廃絶されたとする“以勅代律”説に対して、唐律と宋勅が併存したとする“律勅併存”説が主張されている。後者はさらに、基本法典たる宋勅の不備を唐律が補うとする“以律補勅”説と、基本法典たる唐律の不備を宋勅が補うとする“以勅補律”説に二分される。宋勅は唐律とは異質の不完全な存在であり、唐宋変革期の法体系の変容を断絶的転換とする理解は、“以勅代律”説と“以律補勅”説とにとどまらず、“以勅補律”説の論者によっても示されている。

(3) このような諸説乱立の要因は、唐律がほぼ完全に現存しているのに対して、宋勅が断片的にしか伝存せず、残存する勅条の集成と復原も充分になされていないことにある。かかる基礎的作業によって宋勅の条項が十分に提示されず、その構造と内容が十分に解明されていないのであれば、宋勅を唐律と比較対照して相互関係を確認することはできない。前近代中国における法の継承と発展の検討に求められる実証的な史料分析が、唐律と宋勅の関係の考察にあたっては十分に果たされてこなかったのである。

2. 研究の目的

(1) 唐律と宋勅の関係を明らかにし、それを前近代中国における法の継承と発展のあり方の再検討へとつなげてゆくためには、従来論者が十分に果たしてこなかった史料にもとづく実証的研究が不可欠である。そこで本研究課題においては、以下の三つの試みを通じて、唐律と宋勅の関係の解明、延いては前近代中国法の継承と発展についての再検討のために、基礎的な検討材料を提供することを目的とする。

(2) 第一の試みは勅条の集成と校訂である。南宋の法書『慶元条法事類』に収載された慶元勅の勅条を抽出して集成し、これに校訂を加えるという作業である。同書は関連条項を分野別に分類して羅列する方針で編集されているため、同一篇目に属する勅条が各所に分散して収録され、篇目別の実残存箇条数の検証も充分ではない。勅条を篇目ごとに抽出して集成することにより、勅条の篇目別の構成と内容が明確にされる。抄本として伝世してきた同書には当然に文字の誤脱が見られるから、これに校訂を加えることも勅条の原文復原の前提となる。

(3) 第二の試みは集成勅条の統合と補訂を通じた勅条の原文の復原である。『慶元条法事類』から抽出集成した勅条を比較検討し、同書に見られる重複条文の同一性を確認して統合し、節略条文を補訂して復原するという作業である。これは同書における勅条の実残存箇条数の検証

にもつながる。復原作業には宋勅の構造と内容についてのある程度の理解が必要であるが、またこの作業を通じてそれらについての理解が深化することにもなる。それは唐律と宋勅の比較対照の前提となる。

(4) 第三の試みは復原勅条と律条との比較対照である。『慶元条法事類』所載の宋勅から復原した勅条と、北宋の法書『宋刑統』所載の唐律の条項とを比較対照するという作業である。復原勅条には節略文のように見えても正文と解しうる条項がある。節略されたように見える部分は他の法典の条項と重複するがゆえに規定されなかったのである。この作業を通じて、勅条での規定を不要なものとした存在が律条であることが明らかにされ、唐律と宋勅の関係についての基礎的な検討材料が提供される。これが本研究課題の基本的な目標である。

(5) 三つの試みと併行して、本研究課題の研究協力者（後述）が各自専門とする時代における法典や法規定の継承と発展に関する個別研究を行う。その成果を三つの試みの成果と総合し、唐宋以外の時代へも視野を拡大する。それにより前近代中国法の継承と発展についての再考察の機縁が形成され、新たな方法論が模索される。これが本研究課題の発展的な目標である。

3. 研究の方法

(1) 本研究課題においては、研究代表者に加えて、魏晋南北朝・元代の中国法制史を専門とする七野敏光（同志社大学・法学部・非常勤講師）、清代の中国法制史を専門とする中村正人（金沢大学・法学系・教授）の両名の研究協力者を構成員とする「唐律宋勅比較研究会」を組織する。第1年度から第3年度までに10回程度の研究会を開催し、研究代表者が三つの試みの中間的成果を報告する。これに対する質疑と意見交換を通じて、研究協力者からの批判と彼らの専門的知見にもとづく教示を得る。研究会の合間には、研究会から得た啓発を活かして、研究代表者が中間的成果を改善修正しつつ、三つの試みの作業を進行してゆく。

(2) 本研究課題の第一の試みは、南宋の法書『慶元条法事類』から慶元勅の勅条を集成して校訂を加えるという作業である。同書は南宋の法典『慶元重修勅令格式』とそれに附された随勅申明を再編集したもので、全80巻中35巻餘が伝存する残本であるが、そこに含まれる多数の勅条の集成はなされていない。同書の我が国での通行本は静嘉堂文庫蔵抄本の影印本『静嘉堂文庫所蔵 慶元条法事類』（古典研究会、1968年）および新文豊出版公司編輯部〔編〕『慶元条法事類』（新文豊出版公司、1976年）である（これを静本と称する）。中国での通行本は燕京大学図書館蔵抄本にもとづく版刻本『燕京大学図書館蔵版 慶元条法事類』（古籍出版社、1948年）であり、これを底本とする点校本として戴建国〔点校〕『慶元条法事類』（黒龍江人民出版社、2002年）が刊行されている（これを戴本と称する）。戴本は静本をはじめとする諸抄本に加え、諸種の史料に遺された佚文とも校合しており、現時点ではもっとも信頼すべきテキストである。本研究課題では、戴本を底本として勅条を抽出して集成し、これを静本から抽出した勅条と校合する。これにより復原作業の前提が整えられる。

(3) 本研究課題の第二の試みは、慶元勅の復原という作業である。勅令格式および随勅申明を総門・別門に分門して再編集した条法事類は、各門の主題に関係する条項を重複して掲載し、再編集の際に条項を節略したことがある。したがって『慶元条法事類』から集成した勅条には重複するものや節略されたものがある。同書に収載された勅条の篇目別の延べ箇条数は先学

より示されているが、重複分を除く実残存箇条数は研究代表者が示したにすぎない（「慶元条法事類と宋代の法典」滋賀秀三〔編〕『中国法制史 基本資料の研究』東京大学出版会、1993年）。本研究課題では、第一の試みによる集成勅条を比較検討し、重複箇条の同一性を確認して統合し、節略条文を補訂して、慶元勅の原文を復原する。これにより宋勅の構造と内容を考察するための素材が提供されるとともに、勅条の実残存箇条数の再検証もなされる。

(4) 本研究課題の第三の試みは、唐律と慶元勅の比較対照という作業である。これにより宋勅による唐律の継承と発展を考察する素材が提供される。律条との間に対応関係が指摘できる勅条の存在は、先学により若干数が示されている。しかし節略文と思われる勅条のなかには、実は正文であり、律条との対応関係が存するものがある。節略されたように見える部分は、律条の規定と重複するために規定されなかったのであり、“以勅補律”はそのようなかたちでなされていたのである。本研究課題では、北宋の法書『宋刑統』に収載された律条・令式格勅条・起請条と、それらとの対応が想定される復原勅条とを比較対照する。勅条と対応する律条を同書によって示すのは、律勅間に対応に同書所載の令式格勅条・起請条を介するものがあるからである。なお同書の底本は、現時点ではもっとも信頼度の高い点校本と目される岳純之〔校証〕『宋刑統校証』（北京大学出版社、2015年）とする。

(5) 三つの試みの中間的成果には上記の研究会を通して検討を加え、研究代表者が中間報告的な論文を執筆し、第3年度までにその本務校（関西学院大学）の紀要『法と政治』に公表して、構成員以外の研究者からの意見や批判を仰ぐ。そのうえでさらに検討を重ね、三つの試みの成果を編集した稿本を作成して、本研究課題の科学研究費助成事業研究成果報告書に掲載し、最終年度内に公表する。

(6) 最終年度には1回の研究会を開催し、本研究課題の研究成果を総括するとともに、研究協力者が本研究課題に関連して個別に行ってきた研究の成果を報告する。研究協力者による個別研究成果報告は論文にまとめ、上記の科学研究費助成事業研究成果報告書に併載する。

4. 研究成果

(1) 第1年度から第3年度までに8回の研究会を開催し、下記の標題のもとに研究代表者が報告を行い、質疑と意見交換がなされた。なお、第3年度には3回程度の研究会の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症流行の影響により1回の開催にとどまった。

2018年9月「宋勅正文復原の方法」

2018年11月「宋代における律と勅の関係」

2019年1月「宋勅による唐律の補充修正と継承」

2019年2月「唐名例律断罪無正条条と宋断獄勅断罪無正条条の関係」

2019年9月「唐名例律と慶元断獄勅の比較対照」

2019年11月「唐雜律と慶元雜勅の比較対照」

2020年1月「唐断獄律と慶元断獄勅の比較対照」

2021年2月「唐明間における法構造の新展開」

(2) 上記の8回の研究会の成果にもとづく中間報告的な論文を第2年度から最終年度にかけて研究代表者が執筆し、下記のように公表した。

「宋代以勅補律考 宋律勅合編序説」(『法と政治』71巻1号、2020年5月)

「法構造の新展開」(富谷至・荒川正晴〔責任編集〕、宮澤知之〔編集協力〕『岩波講座 世界歴史 07 東アジアの展開 8～14世紀』岩波書店、2022年4月)

(3) 最終年度には、本研究課題の第一の試みの成果として「慶元勅集成稿」、第二の試みの成果として「慶元勅復原稿」、第三の試みの成果として「宋刑統慶元勅合編稿」を研究代表者が作成した。これら3篇の稿本は、本研究課題の科学研究費助成事業研究成果報告書として刊行した『唐宋を中心とする前近代中国法の継承と発展に関する基礎的研究』(自費出版、2022年3月)の本篇に収録した。

(4) 本研究課題の三つの試みは一応の成果を得たが、3篇の稿本の作成に際して、なお解決が将来に委ねられるべき下記のような課題が明らかになった。

「慶元勅集成稿」については、『慶元条法事類』の諸抄本とそれ以外の史料に存する佚文も校合の対象とし、同書以外の宋代の法文史料も勅条収集の対象に加えてゆく必要がある。

「慶元勅復原稿」については、現存する『慶元条法事類』が完本ではないという制約があるために、勅条の復原作業はなお途上にある。篇目別の実残存箇条数も、篇目内における条文の排列順も未確定の段階にある。

「宋刑統慶元勅合編稿」については、律条と勅条の関係の想定にさらに明確な客観的基準を立て、より厳密な基準のもとに再検討を行う必要がある。

(5) 最終年度には1回の研究会(2021年12月)を開催し、本研究課題の研究成果の総括に加え、研究協力者の七野敏光と中村正人が各自専門とする時代の法規定の継承と発展についての個別研究の成果報告を行い、質疑と意見交換がなされた。これら個別研究の成果である論文2篇は上記の科学研究費助成事業研究成果報告書の附篇に収録した。

七野敏光「招婿婚書について」は、元代の入婿婚姻契約書である招婿婚書に関する『元典章』戸部の案件を検討し、同婚書にあらわれる制裁文言の変遷を明らかにした。

中村正人「唐代以降における強盗の共犯に関する規定の変遷について」は、唐代から清代に至る強盗共犯処罰規定の変遷過程を検討し、その論理構成の時代的変動を明らかにした。

(6) これらの研究成果を総じていえば、本研究課題の研究目的はおおむね順調に達成されたことになるが、上述したような課題も明らかになっている。また本研究課題に関連して、非刑罰法典である令の唐宋間における継承と発展についての新たな課題も見出された。研究代表者は唐令から天聖令を経て慶元令に至る令条の継承と発展を論じたことがある(「宋令変容考」『法と政治』62巻1号下冊、2011年)が、その際の令条の収集はなお不十分であった。この不足は、本研究課題の遂行の際に行った勅条の集成・校訂・復原の手法を応用することによって補うことができるであろう。これも併せて将来の課題としたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計10件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 8件）

1. 著者名 川村 康	4. 巻 32
2. 論文標題 陳傅良『止齋先生文集』桂陽軍告諭百姓榜文所載律勅遺文	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 東洋法制史研究会通信	6. 最初と最後の頁 pp.11-16
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 川村 康	4. 巻 22
2. 論文標題 唐律坐贓条笱記	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法史学研究会会報	6. 最初と最後の頁 pp.18-39
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川村 康	4. 巻 70(1)
2. 論文標題 拳重明軽・拳軽明重と比附	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法と政治	6. 最初と最後の頁 pp.1-90
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 川村 康	4. 巻 23
2. 論文標題 唐賊盜律40条笱記	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法史学研究会会報	6. 最初と最後の頁 pp.6-23
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川村 康	4. 巻 71(1)
2. 論文標題 宋代以勅補律考：宋律勅合編序説	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法と政治	6. 最初と最後の頁 pp.1-154
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 七野 敏光	4. 巻 70(1)
2. 論文標題 元代検屍制度をめぐる一裁判案件について	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法と政治	6. 最初と最後の頁 pp.117-163
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 七野 敏光	4. 巻 34
2. 論文標題 [刑名枉錯の断例] の紹介	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 東洋法制史研究会通信	6. 最初と最後の頁 pp.1-5
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 中村正人・唐律疏議講読会	4. 巻 62(1)
2. 論文標題 唐律疏議闕訟律現代語訳稿(1)：第1条から第10条まで	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 金沢法学	6. 最初と最後の頁 pp.117-169
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 中村正人・唐律疏議講読会	4. 巻 63(1)
2. 論文標題 唐律疏議闢訟律現代語訳稿(2)：第11条から第20条まで	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 金沢法学	6. 最初と最後の頁 pp.175-212
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 中村正人・唐律疏議講読会	4. 巻 64(1)
2. 論文標題 唐律疏議闢訟律現代語訳稿(3)：第21条から第30条まで	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 金沢法学	6. 最初と最後の頁 pp.165-201
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件(うち招待講演 0件/うち国際学会 0件)

1. 発表者名 川村 康
2. 発表標題 拳重明軽・拳軽明重と比附
3. 学会等名 法制史学会第71回総会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 荒川正晴・富谷至〔責任編集〕、宮澤知之〔編集協力〕、宮澤知之・丸橋充拓・船田善之・井黒忍・伊藤正彦・金文京・山崎寛士・大竹昌巳・徳永洋介・渡辺健哉・川村康・佐々木愛・矢木毅〔共著〕	4. 発行年 2022年
2. 出版社 岩波書店	5. 総ページ数 pp.298(pp.239-254)
3. 書名 岩波講座 世界歴史07 東アジアの展開 8～14世紀	

〔産業財産権〕

〔その他〕

川村康〔編〕、川村康・七野敏光・中村正人〔共著〕『唐宋を中心とする前近代中国法の継承と発展に関する基礎的研究』（発行年2022年、総ページ数pp.420）を、平成30年度～令和3年度科学研究費助成事業研究成果報告書として自費出版した。

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	七野 敏光 (SHICHINO Toshimitsu)	同志社大学・法学部・非常勤講師 (34310)	
研究協力者	中村 正人 (NAKAMURA Masato)	金沢大学・法学系・教授 (13301)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------